第一章　関係政令の整備

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「第五項」を「第四項」に、「第六項」を「第五項」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　削除

第四条の五第一項中「六十を」を「百二十を」に、「、六十」を「、百二十」に改める。

第十二条第一項中「千分の五」を「千分の四」に改める。

第十二条の三第二項中「附則第九条の二の二第一項各号に掲げる」を「附則第九条の二の二第一項の請求を行う」に改める。

第十二条の四中「千分の五」を「千分の四」に改める。

第二条　国民年金法施行令の一部を次のように改正する。

第四条の五第一項中「申出」の下に「（法第二十八条第五項の規定により同条第一項の申出があったものとみなされた場合における当該申出を含む。）」を加える。

（国民年金基金令の一部改正）

第三条　国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「六十」を「百二十」に改め、同条第二項中「千分の五」を「千分の四」に改め、同条に次の一項を加える。

３　法附則第九条の二の二の規定による老齢基礎年金の受給権者に係る法第百三十条第二項の政令で定める額は、二百円に国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十二条の三の規定により算定した率を乗じて得た額に減額率（千分の四に法附則第九条の二の二第一項に規定する者が老齢基礎年金の支給の繰上げを請求した日の属する月からその者が六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た額を、二百円に同令第十二条の三の規定により算定した率を乗じて得た額から減じた額とする。

第四十五条第二項中「附則第五条第十二項」を「附則第五条第十一項」に改める。

第四条　国民年金基金令の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「申出」の下に「（法第二十八条第五項の規定により同条第一項の申出があったものとみなされた場合における当該申出を含む。）」を加える。

第五条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項中「第四十三条第三項、法」を「第四十三条第二項及び第三項並びに」に改める。

第三条の五第一項第一号中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改め、同項第七号中「第四十三条第三項又は法」を「第四十三条第二項若しくは第三項又は」に改める。

第三条の五の二第一項中「六十を」を「百二十を」に、「、六十」を「、百二十」に改め、同条第二項中「五年」を「十年」に改める。

第三条の七ただし書中「ただし、」の下に「障害を支給事由とする給付であつて」を加え、「給付」を「もの」に改める。

第三条の十二の二第二号中「次号」の下に「及び第四号」を加え、同条第十六号中「場合」の下に「（当該資格の取得から離婚時の標準報酬の改定等までの間に同条第二項の規定による改定が行われた場合を除く。）」を加え、「同項」を「同条第三項」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十五号中「次号」の下に「及び第十九号」を加え、同号を同条第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八　六十五歳以上の被保険者である法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者について、法第四十三条第二項の規定による改定が行われた後、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（同項の規定による改定から離婚時の標準報酬の改定等までの間に同条第三項の規定による改定が行われた場合を除く。）　直近の同条第二項の規定による改定に係る同項に規定する基準日の属する月前における被保険者期間

第三条の十二の二中第十四号を第十六号とし、第八号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、同条第七号中「場合」の下に「（当該資格の取得から離婚時の標準報酬の改定等までの間に同条第二項の規定による改定が行われた場合を除く。）」を加え、「同項」を「同条第三項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「次号」の下に「及び第九号」を加え、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　六十五歳以上の被保険者である法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者について、法第四十三条第二項の規定による改定が行われた後、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（同項の規定による改定から離婚時の標準報酬の改定等までの間に同条第三項の規定による改定が行われた場合を除く。）　直近の同条第二項の規定による改定に係る同項に規定する基準日の属する月前における被保険者期間

第三条の十二の二中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「場合」の下に「（当該資格の取得から離婚時の標準報酬の改定等までの間に同条第二項の規定による改定が行われた場合を除く。）」を加え、「同項」を「同条第三項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　被保険者である法第四十二条の規定による老齢厚生年金の受給権者について、法第四十三条第二項の規定による改定が行われた後、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（同項の規定による改定から離婚時の標準報酬の改定等までの間に同条第三項の規定による改定が行われた場合を除く。）　直近の同条第二項の規定による改定に係る同項に規定する基準日の属する月前における被保険者期間

第三条の十二の三中第四十三条第一項の項中「第三項」を「次項、第五十九条第一項及び第六十二条第一項」に改め、同表法第四十三条第三項の項を次のように改める。

法第四十三条第二項	被保険者であつた期間をその被保険者期間を含む。以下この条並びに附則第七条の三第五項、第十三条の四第五項及び第六項並びに第十七条の四第一項において同じ。）をその

第三条の十二の三の表法第六十二条第一項の項中「附則第九条の三第三項」を「第九条の三第三項」に、「附則第十三条の五第一項」を「第十三条の五第一項」に、「附則第二十九条第三項及び第四項」を「第二十九条第三項」に改め、同表第一条の四第一項の項を次のように改める。

第一条の四第一項	及び第三項	及び第三項、第七十八条の十

第三条の十二の三の表第三条の五第一項第一号の項中「この項」の下に「及び第十二条の二」を加える。

第三条の十二の九第一項の表法第四十三条第一項の項中「第三項」を「次項、第五十九条第一項及び第六十二条第一項」に改め、同表法第四十三条第三項の項を次のように改める。

法第四十三条第二項	被保険者であつた期間（被扶養配偶者みなし被保険者期間を含む。以下この条並びに附則第七条の三第五項並びに第十三条の四第五項及び第六項において同じ。）をその